

～ 必ずお読み下さい ～

## 沼田認定こども園の利用申込について（重要説明事項）

沼田認定こどもの定員は70名です。入園に関し、「実際は就労していないのに、園に子どもを預けている保護者がいる」とのご指摘を町に対し頂くことがあります。

入園の審査にあたっては、「もっと厳格にしないと、真に保育に欠ける人がこども園に子どもを預けられなくなる可能性がある」とのご指摘も頂いていることから、下記のとおり取り扱うこととさせて頂いておりますので、ご理解とご協力の程よろしくお願いいたします。

- ① 保育を必要とする2・3号の入園申込にあたっては、保育を必要とする事由について、細部を確認させて頂きます。特に自営業・農業については、就労の疑義が寄せられていることから、実際の就労状況等を確認させて頂きます。（農業者の方は年間、概ね11月末までと2月から3月までを営農状況等報告書に記入し提出願います。冬期間に他の仕事をする方は申請の際にお知らせ下さい。）
  - ・就労証明書及び事業状況申告書（自営業者用）の事業先に、就労確認をさせて頂くことがあります。
  - ・各世帯の保育の必要性等により総合的に判断し、入園の可否を決定させて頂きます。なお、申し込み順とはなりません。

**※虚偽の申告があった場合、法律違反となり、職権にて入園取消となります。**
- ② 入所承諾期間については、実際に保育に欠ける期間までとさせて頂きます。年間4月～3月までの保育が必要な場合は申し出て下さい。
- ③ 土曜日の保育につきましても、勤務証明書等に土曜日の勤務が明記されている方のみの利用とさせて頂きます。
- ④ 就労証明書を提出した場合であっても、その雇用期間内に仕事を辞めた場合等については、保育に欠ける理由がなくなるので、必ず申告をして下さい。また、妊娠・及び出産等の場合で、就労を取り止めた場合についても同様で、この場合については、産後8週間を経過する日の翌日の属する月の末日までの入所承諾期間に変更させて頂きます。

以上、安心して子育てが出来る環境を整えるため、ご理解とご協力の程、よろしくお願い申し上げます。

沼田町保健福祉課子育て支援推進室